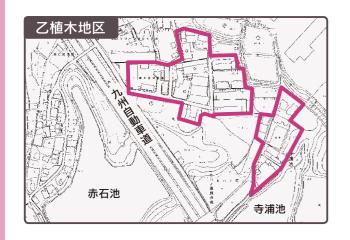
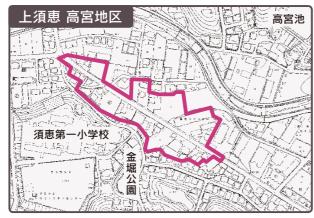


# 5行政区で平成29年 公共 下水道供用開始 3月31日(金)より

### 乙植木地区·甲植木地区·新原地区·

## 上須恵地区・南米里地区の各区内一部地域









# 供 用 開 始 に あ た っ て

#### 供用開始地区の皆さんへ

4月10日ごろになりましたら、 土地所有者に対して「下水道事業受益者申告書(薄緑色のA 4サイズ用紙)」が送付されます。記載内容をご確認の上、記名押印して4月末までに提出してく

ださい。
※売買や相続、分筆
や合筆などにより、記載内容に変
更がある場合はお
知らせください。



#### 供用開始後の3つのご負担

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民の皆さんに、受益者負担金やトイレの改造費など、多大な経済的負担をおかけすることになります。

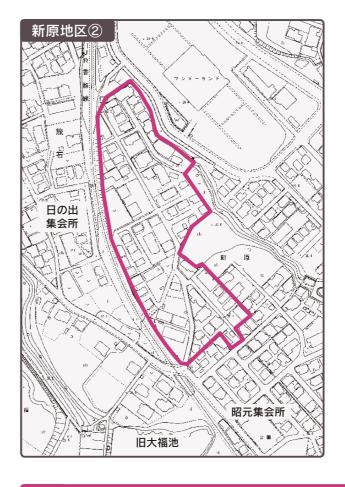
町では、供用開始から3年以内に工事をされた人を対象に、水洗化工事 資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金など皆さんの経済的負担を、少 しでも軽減するための措置を準備しています。

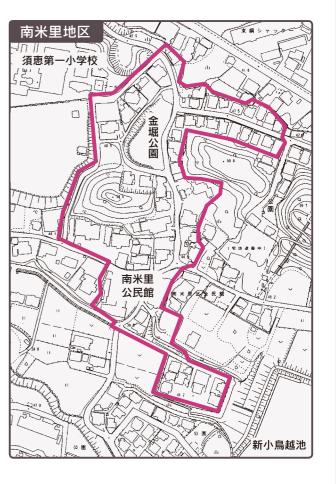
下水道の供用開始地区の皆さんにご負担いただく費用は次のとおりです。

#### ▶ 受益者負担金 土地の面積○○㎡×500円

供用開始された土地の面積に応じて、1回限り負担していただくものです。全額納付されれば、その後、その土地に対して負担金を徴収することはありません。

- ▶排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共桝への接続工事に係る敷地内工事などです。土地の広さや便器の種類などによって異なります。
- ▶下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。





## 下水道豆知識

#### 私たちの生活と下水道の役割

炊事·洗濯·風呂·トイレなど、私たちが生活していく 上で、一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。

下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自 然界にもどす役割を果たし、町の生活環境の改善や自然 環境の保全を図ります。

多々良川流域6町(須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠 栗町・久山町)では、汚水を全て多々良川浄化センター (粕屋町)で処理して、多々良川に放流しています。

この事業は、町民の皆さんに利用していただいて初めて、事業効果が発揮できます。

住みよい町づくりのために、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

#### 下水道は正しく使いましょう

公共下水道ができたからといって、どんなものでも流 していいということではありません。なんでも流して しまうと、排水設備や下水道管の詰まり、処理場の故障 の原因などになります。

- ●台所の油やごみは流さない。
- ●水洗トイレではトイレットペーパー以外のもの を流さない。
- ■揮発性や引火性の高い危険物を流さない。 大切な公共施設です。マナーを守り、正しく使いましょう。

**負担金・料金に関するお問い合わせ** 上下水道課 管理係 ☎ 932-1151(内線232)

工事に関するお問い合わせ

上下水道課 下水道係 🅿 932-1151(内線266)